

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年7月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600137 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600122 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社（現在は、B 社）C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 42 年 5 月 1 日から同年 4 月 24 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

昭和 42 年 4 月 24 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 42 年 4 月 24 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 16 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 8 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 42 年 4 月 24 日から同年 5 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）の年金記録が 1 か月少ないことを知った。昭和 42 年 4 月 24 日付けで A 社 D 支店から C 支店に転勤はしたが退職はしていないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びに B 社から提出された社員台帳及び同社の回答により、訂正請求記録の対象者は、A 社に継続して勤務し（昭和 42 年 4 月 24 日に A 社 D 支店から同社 C 支店に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社 C 支店における昭和 42 年 5 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、昭和42年4月24日から同年5月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501775 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600123 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 21 日から昭和 52 年 12 月 30 日まで
② 昭和 53 年 2 月 1 日から昭和 55 年 7 月 31 日まで
③ 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
④ 昭和 59 年 8 月 1 日から同年 12 月 30 日まで

A社で調理業務をしていた請求期間①、B社で調理業務をしていた請求期間②、C社で調理業務をしていた請求期間③、D事業所で調理業務をしていた請求期間④において、いずれもフルタイムで勤務していた。A社で健康保険被保険者証を受け取った記憶がある。請求期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めて、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社における雇用保険の加入記録及び同社の回答から、請求者が請求期間当時に同社において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年 4 月 1 日であり、請求期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、当時の資料は残っていないが、請求期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している。

なお、請求者は、A社において、健康保険被保険者証を受け取った記憶があるとしているが、同社は、請求期間当時はE国民健康保険組合に加入していた旨回答していることから、請求者が同社から受け取ったとする健康保険被保険者証は、当該健康保険組合から発行された健康保険被保険者証であることがうかがえる。

請求期間②について、B社は、請求者から提出された同社名の記載のある当該期間の一部期間に係る給料明細書及び同社で勤務していたときのものであるとする社員旅行の写真は、同社のものである旨回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が請求期間当時に同社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成4年7月1日であり、請求期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社は、請求期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している上、上記給料明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

請求期間③について、C社における雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間の一部に同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和62年6月1日であり、請求期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C社は、当時の資料は残っていないが、請求期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している。

請求期間④について、請求者のD事業所における雇用保険の加入記録は確認できず、同事業所は、請求期間当時の資料がないことから請求者の勤務状況については不明である旨回答している上、請求者は同僚二人について姓のみを記憶しているため同僚に対する照会ができないことから、請求者の同事業所における勤務実態を確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないところ、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所となったことがないので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501875 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600124 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 3 月 6 日から同年 10 月頃まで

A事業所に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。昭和 58 年 1 月から同年 10 月頃まで継続して勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA事業所における離職年月日は、昭和 58 年 3 月 5 日と記録されている上、請求期間のうち、昭和 58 年 3 月 11 日から同年 4 月 1 日までの期間、請求者は同事業所とは別の事業所に勤務していたことが認められ、請求者の請求期間における勤務を確認することができない。

また、B事業所から提出されたA事業所の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、請求者の資格喪失年月日は昭和 58 年 3 月 6 日と記載され、昭和 58 年 3 月 10 日付けの管轄社会保険事務所長の確認印が押印されており、A事業所の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の請求者に係る厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる上、当該通知書の備考欄には、健康保険被保険者証を返納していることを意味する「証返納済」の表示が確認できる。

さらに、B事業所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。